

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
を公布する。

令和8年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第18号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 東京都市計画東武曳舟駅前地区地区整備計画区域 | 令和8年墨田区告示第110号に定める東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画の地区整備計画の区域 |
|------------------------|--|

別表第3に次のように加える。

9 東京都市計画東武曳舟駅前地区地区整備計画区域

| (あ)   | (い)         | (う)   | (え)                                | (お)  | (か)         | (き)         | (く)          | (け)         | (こ)          | (さ)         | (し)           |
|---|-------------|---|------------------------------------|--|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|---------------|
| 建築してはならない建築物  | (あ)の適用除外のもの | 建築物の敷地面積の最低限度   | 建築物の壁面の位置の制限                       | (え)の適用除外のもの                                  | 建築物の高さの最高限度 | (か)の適用除外のもの | 建築物の容積率の最低限度 | (く)の適用除外のもの | 建築物の容積率の最高限度 | (こ)の適用除外のもの | 建築物の建ぺい率の最高限度 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの |             | 500平方メートル。ただし、次に掲げるいずれかの敷地として使用する場合には、この限りでない。<br>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地<br>2 歩行者の回遊性及び利便性の向上並びにぎ | 東京都市計画東武曳舟駅前地区地区計画の計画図3に示す壁面の位置の数値 | 1 落下物に対する防護として設ける高さ、バルコニー等<br>2 転落防止に対応する鉄柵等 |             |             |              |             |              |             |               |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  | わいの<br>ある複<br>合市街<br>地の形<br>成のた<br>めに設<br>ける公<br>園施設<br>等の敷<br>地 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。